

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第6章 立地適正化計画の推進 | 96 |
| 1. 届出制度について | 96 |
| 2. 誘導施策 | 99 |
| 3. 公的不動産の活用施策 | 103 |
| 4. 誘導施設の整備に関する事業等 | 105 |
| 第7章 立地適正化計画の評価と見直し | 107 |
| 1. 目標と効果 | 107 |
| 2. 施策達成に関する評価方法 | 109 |

(4) 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針を踏まえて、地域拠点区域と中心拠点区域における誘導施設の設定を行います。

1) 地域拠点区域に定める誘導施設

現況の立地状況を踏まえて、下表に示すように「維持」、「補完」、「誘導」に区分し、区域ごとに誘導施設を設定します。

令和2年9月時点

| 機能 | 誘導施設 | 法律による定義 | 立地状況 | | | | | | | | | | | |
|------|----------------------------|---------------------|------|------|----|---------|------|------|-----|------|----|-----|-------|-----|
| | | | 加太駅 | 八幡前駅 | 延時 | 和歌山大学前駅 | 紀ノ川駅 | 六十谷駅 | 紀伊駅 | 布施屋駅 | 高松 | 宮前駅 | 紀三井寺駅 | 吉礼駅 |
| 医療 | 病院 | 医療法第1条の5第1項 | — | ◎ | ◎ | — | — | — | ◎ | — | ◎ | ◎ | ◎ | — |
| | 診療所（内科） | 医療法第1条の5第2項 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 診療所（小児科） | 医療法第1条の5第2項 | ☆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ☆ | ◎ | ○ | ○ | ☆ |
| 商業 | 生鮮食品を取扱う小売店舗（店舗面積：1,000㎡超） | | ☆ | ☆ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ☆ | ☆ | ◎ | ○ | ○ | ☆ |
| 教育文化 | 地域交流センター（コミュニティーセンター） | 都市再生整備計画事業ハンドブックによる | — | — | — | — | ◎ | — | — | ○ | — | — | ◎ | ○ |

| | | |
|---|--------------------------|-------|
| ◎ | 区域に立地している。 | （維持型） |
| ○ | 区域に立地しないが、概ね800m圏内に立地する。 | （補完型） |
| ☆ | 区域に立地していない。 | （誘導型） |

※表中の「—」は、対象区域の誘導施設として設定しません。

※「維持」、「補完」、「誘導」は、立地状況の動向変化により変動するため、定期的にホームページ等で情報を提供します。

2) 中心拠点区域に定める誘導施設

現況の立地状況を踏まえて、下表に示すように「維持」、「誘導」に区分し、誘導施設を設定します。

令和2年9月時点

| 機能 | 誘導施設 | 法律等による定義 | 立地状況 |
|--------------|--------------------------------|--|------|
| 医療 | 病院 | 医療法第1条の5第1項 | ◇ |
| | 診療所（内科） | 医療法第1条の5第2項 | ◇ |
| | 診療所（小児科） | 医療法第1条の5第2項 | ◇ |
| 商業 | 百貨店・総合スーパー等 （店舗面積：5,000㎡以上） | 日本標準産業分類による区分、その他ショッピングセンター等を含む | ◇ |
| | 生鮮食品を取扱う小売店舗 （店舗面積：1,000㎡超） | | ◇ |
| 教育文化 産業支援 | 大学 | 学校教育法第1条 | ◇ |
| | 専修学校 | 学校教育法第124条 | ◇ |
| | 地域交流センター （主たる多目的ホール：800席以上） | 都市再生整備計画事業 ハンドブックによる | ☆ |
| | まちおこしセンター （主たる展示室面積：400㎡以上） | 都市再生整備計画事業 ハンドブックによる | ☆ |
| | 図書館 （延床面積：5,000㎡以上） | 図書館法第2条第1項 | ◎ |
| 子育て 福祉 | 公立認定こども園 | 就学前の子供に関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第2条第6項 | ◇ |
| | こども総合支援センター | 児童福祉法第10条第1項 | ◎ |
| | 地域子育て支援拠点施設 | 子ども・子育て支援法 第59条第1項第9号 | ◇ |
| | 一時預かり機能がある施設 | 子ども・子育て支援法 第59条第1項第10号 | ◇ |

| | | |
|---|-----------------------|-------|
| ◎ | 区域に立地している。 | （維持型） |
| ◇ | 区域に立地するが、 充足していない。 | （誘導型） |
| ☆ | 区域に立地していない。 | （誘導型） |

※「維持」、「誘導」は、立地状況の動向変化により変動するため、定期的にホームページ等で情報を提供します。

「誘導型」「維持型」「補完型」施設の考え方と届出制度との関連を以下に整理します。

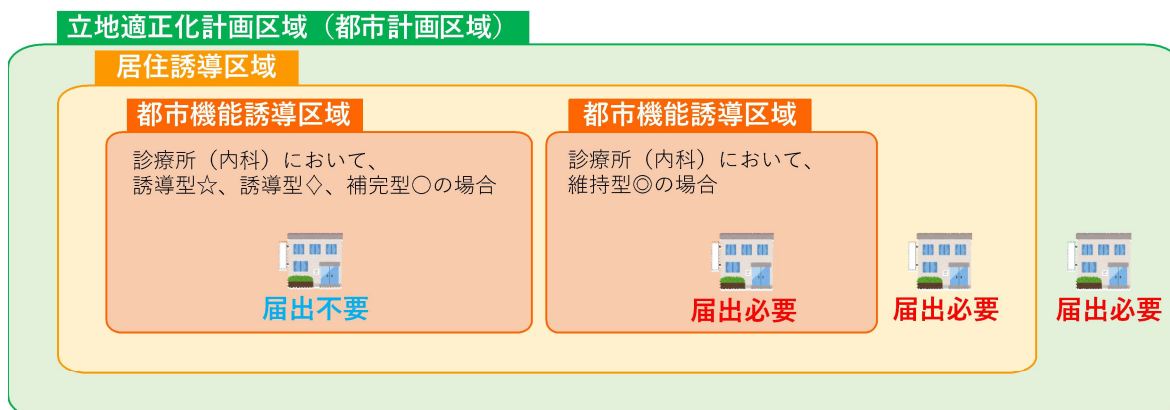
〈届出が必要な施設の整理〉

| 届出時の位置づけ | 都市機能誘導区域内 | 都市機能誘導区域外 |
|-------------------------|------------------|-----------|
| 誘導型 ☆ 誘導型 ◇ 補完型 ○ | 不 要 | 必 要 |
| 維持型 ◎ | 必 要 [※] | 必 要 |

※既存の誘導施設において、同じ用途で建替える場合や同じ都市機能誘導区域内で移動する場合は、届出は不要です。また、既存の誘導施設において、休止又は廃止しようとする場合は、休止の届出が必要です。

〈届出が必要な施設のイメージ〉

(例) 診療所 (内科)  を新築する場合



※届出制度については、法改正等により変更となる場合がありますので、窓口やホームページで情報を提供します。

2. 誘導施策

(1) 都市機能の維持・誘導に関する施策

中心拠点区域に計画されている（仮称）市民文化交流センター、市民図書館の整備とあわせて、若者を中心に、人々の交流や地域での活動が活発に行われ、様々な世代から住みたい、訪れたいと思われる魅力あるまちづくりを進めます。さらに、子育て施設、医療施設、大規模商業施設の誘導を図ります。

「学生のまち・若者のまち」を促進するために、公的不動産、民間活力を活用して、若者が集まり、交流を促進するための施設として、まちなかに大学を誘致します。また、空き店舗、空き家等を民間主導で活用していくための事業計画の立案やリノベーションの取組を進めます。

1) まちなか再生・地域拠点の整備

- ・まちなかの公共施設の再編や新たな都市機能の立地
- ・市街地再開発等によるまちなか居住の促進、まちなか再生
- ・まちなかでのイベントを開催
- ・まちなかの空き店舗等を活用した創業等支援、空き家、空き地の有効活用
- ・駐車場の配置適正化（※）

2) 企業誘導

①企業誘致の推進

- ・地域間の円滑な移動と経済・産業の活性化や企業誘致のためのインフラの整備
- ・企業立地のための用地確保などを総合的に支援する体制の構築、企業立地促進奨励金制度の活用や地方税の軽減措置、立地に係る規制緩和などの検討

②創業支援の強化

- ・創業に伴う費用の軽減、創業できる人材育成や新規開業に向けた金融支援

③既存企業への支援

- ・企業ニーズを踏まえたマッチングの機会の提供（産学金のコーディネート）
- ・企業の収益性向上のため、地域資源を活用した“わかやましブランド”の育成

3) 高等教育機関等の充実

- ・大学等の高等教育機関の充実・誘致
- ・大学等の持つ知的資源を有効活用、地域課題の解決
- ・市内就職の促進

(2) 居住誘導に関する施策

市街化区域では、人口密度を維持するための施策を実施するとともに、主要な鉄道駅、バス停周辺地区に地域拠点としての都市機能区域を設定し、必要な生活サービスを維持・誘導する取組を進めます。一方、市街化調整区域では無秩序な拡散を抑制し、鉄道駅や小学校等（避難所）周辺などの生活拠点に居住と日常生活に必要な施設を緩やかに誘導します。

1) 居住環境の整備

①開発誘導

- ・市街化調整区域における開発規制と居住誘導区域への開発誘導
- ・地域拠点への日常生活を支える機能誘導
- ・開発許可制度の理解促進と適切な運用
- ・多様なニーズに応じた住宅供給の情報提供
- ・田園住居地域を含めた用途地域の見直し
- ・居住調整地域設定の検討
- ・低未利用土地の有効活用（※）

②公共インフラの最適化

- ・公共施設の統廃合など、公共施設等の最適化
- ・公共インフラの戦略的な維持管理と、適時適切な老朽化対策

2) 暮らしの基盤確保

①防災対策の充実

- ・災害時の情報伝達体制の強化、各地区の避難計画の策定
- ・避難路、避難場所、広域防災活動拠点等の整備、災害用備蓄の確保
- ・河川改修や下水道整備
- ・住宅、施設等の耐震化や危険空家の除却
- ・建築物更新時の狭あい道路の拡幅・整備の促進

②良好な治安の確立と交通安全の確保

- ・防犯灯の設置
- ・幹線道路網の整備、歩行者空間・自転車通行空間の整備

(3) 公共交通ネットワークの形成に関する施策

地域公共交通網形成計画の策定により、都市機能を誘導する拠点間の公共交通ネットワークを形成し、広域的な都市機能の利用等をスムーズにすることで沿線の人口集積を維持し、持続可能なまちづくりを具体化します。

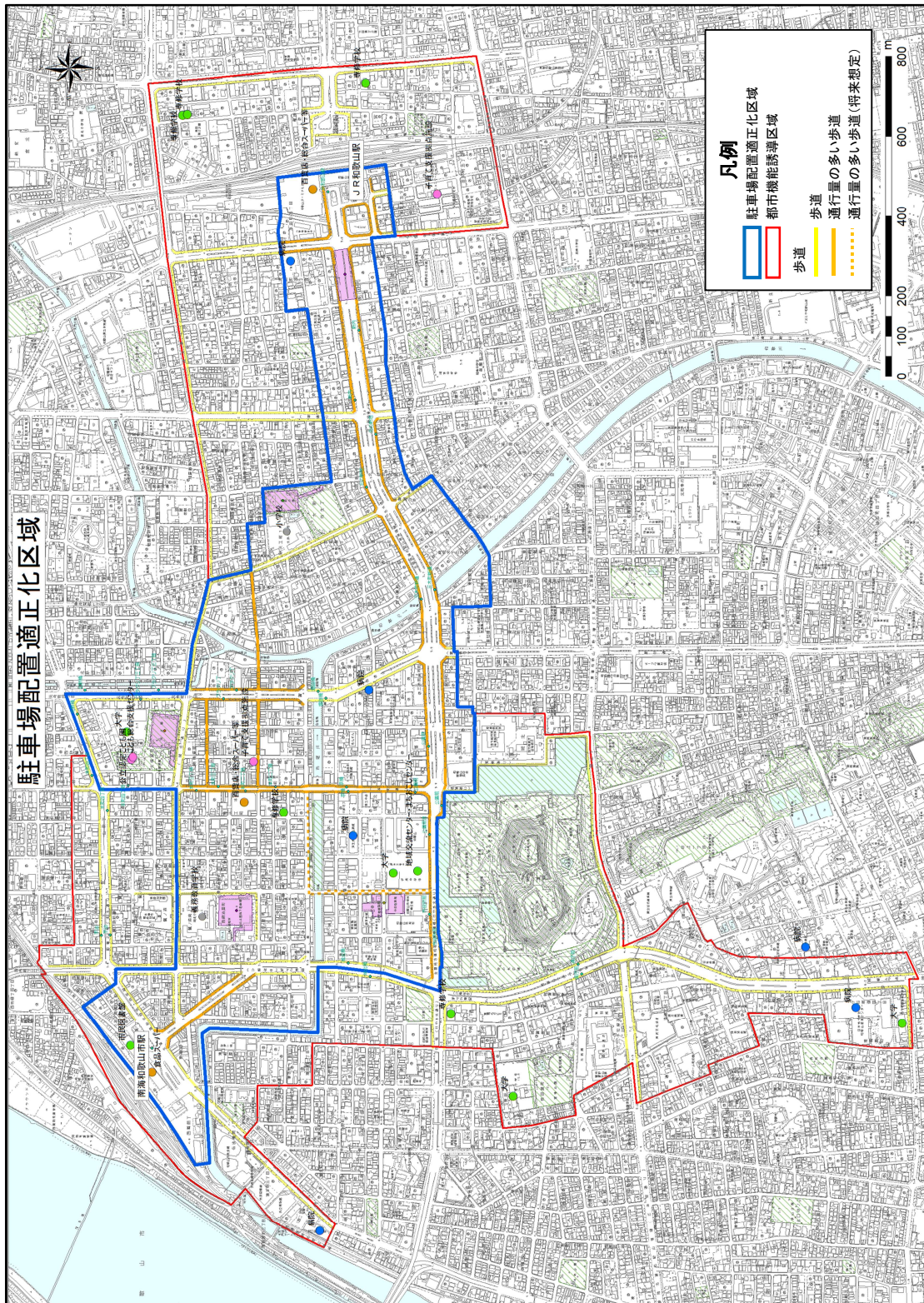
- ・既存バス路線の見直し、新規路線の開設や地域バス等の導入の検討、新交通システムの導入の可能性等についての検討
- ・駅へのアクセス向上や駅前広場の整備

(※) 誘導施策の取り組み

1) 駐車場の配置適正化

市内中心部が居心地が良く歩きたくなる「まちなか」を実現するために立地適正化計画を活用して駐車場配置適正化区域を設定し、歩行者の移動上の利便性及び安全性を向上していきます。駐車場配置適正化区域では駐車場を設置する場合に届出が必要になり、配置基準を定めることで無秩序な駐車場の設置を抑制していきます。

- ・ 駐車場配置適正化区域の設定



・路外駐車場配置等基準の設定

| | |
|------|--|
| 規模 | 条例で定める規模以上の路外駐車場を届出の対象とする。 |
| 配置基準 | <p><区域全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部への過度な自動車流入を助長しないこと。 ・自動車交通量が多い交差点近傍部に駐車場の出入口は設けない。 ・周辺との景観に配慮し、調和を図ること。 <p><歩行者交通量が多い歩道に面する路外駐車場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者交通量の多い歩道に面した駐車場の出入口は、原則設けない。ただし、やむを得ない場合、歩行者の安全性を阻害しない構造とすること。 ・駐車マスから前面道路へ直接出入りできる構造等（ハーモニカ型構造）の駐車場は設置しないこと。 |

2) 低未利用土地の有効活用

低未利用土地は小さく散在しており、管理が放棄されることで治安や景観を悪化させるため、低未利用土地の利用や適切な管理を促すために立地適正化計画により低未利用土地に関する制度を活用していきます。

・低未利用土地利用等指針の設定

| | |
|------|--|
| 区域 | 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 |
| 管理指針 | <p><空き家・空き地等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木の繁茂及び害虫の発生を予防するために定期的な除草・伐採を行うこと ・不法投棄等を予防するための措置を講じ、適切な管理を行うこと ・空き家については、定期的な空気の入換え等の適切な清掃を行うこと |
| 利用指針 | <p><都市機能誘導区域（中心拠点区域）内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェや広場など商業施設等の利用者の利便性を高める施設への利用を推奨すること ・空き家、空き店舗等についてリノベーション等による再生を推奨すること <p><居住誘導区域内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること ・公園等が不足している地域で、住民が集う緑地としての利用を推奨すること |

4. 誘導施設の整備に関する事業等

(1) 誘導施設の整備に関する事業

| 誘 導 施 設 | 事 業 | 事 業 種 別 |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 地域交流センター (主たる多目的ホール：800席以上) | 高次都市施設 (地域交流センター) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| まちおこしセンター (主たる展示室面積：400㎡以上) | 高次都市施設 (まちおこしセンター) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 図書館 (延床面積：5,000㎡以上) | 中心拠点誘導施設 (教育文化施設) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 公立認定こども園 | 既存建造物活用事業 (中心拠点誘導施設(教育文化施設)) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| こども総合支援センター | 既存建造物活用事業 (中心拠点誘導施設(社会福祉施設)) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 大学 | 中心拠点誘導施設(教育文化施設) | 都市構造再編集集中支援事業 |

(2) (1)に掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業

| 事 業 | 施 設 名 | 事 業 種 別 |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 道路 | 県道新和歌浦梅原線 | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 道路 | 市道和歌山市駅前線 (電線共同溝含む) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 道路 | 市道城北43号線 | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 地域生活基盤施設 | 和歌山市駅前自転車駐車場 (市民図書館との複合) | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |
| 地域生活基盤施設 | 和歌山市駅前広場 | 都市再生整備計画 (都市構造再編集集中支援事業) |

(3) 市街地再開発事業

| 事 業 | 施 設 名 | 事 業 種 別 |
|--------------------------------|----------|----------|
| 和歌山都市計画北汀丁地区 第一種市街地再開発事業 | 専門学校 | 市街地再開発事業 |
| 和歌山都市計画友田町四丁目地区 第一種市街地再開発事業 | 病院・店舗・業務 | 市街地再開発事業 |
| 和歌山都市計画和歌山市駅前地区 第一種市街地再開発事業 | 店舗・サービス | 市街地再開発事業 |